

平成 26 年度第 2 回
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時:平成26年(2014年)9月24日(水)

10時～12時

場所:大津合同庁舎7階7-A会議室

出席委員:

13名中11名出席

出席:菊池委員、籠谷委員、須藤委員、中村委員、西川委員、西野委員、秀田委員
(代理 田村氏)、平山委員、福原委員、松井委員、丸尾委員

欠席:石谷委員、西田委員

議題:

1. (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定について
2. その他

概要:

議題1 (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定について

事務局:(説明)

委員:質問と意見がある。6ページ、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例と地域戦略の関係についてよくわからなかった。条例そのものは活かして、基本計画を地域戦略に振り替えるということか。その場合には、地域戦略が条例の下位計画ということになるが、条例に謳われている概念以外の概念が戦略に入ることになるが、それは問題ないのか。

事務局:条例第8条に「基本計画を定める」と書かれており、現行の基本計画が作成されているが、今回作る地域戦略は内容がかなり重複するので、地域戦略を新たに基本計画に位置づけようと考えている。基本計画に盛り込むべき事項として条例で定められている項目は戦略のなかで網羅されているので、内容的にも基本計画としての体裁が整うと考えている。なお、条例第9条には、ビオトープネットワーク長期構想についても定められているが、これは基本計画に即して長期的なビオトープの計画を定めることとされているので、このまま残すことを考えている。

委員：生物多様性地域戦略の肝の1つは、「生物多様性の主流化」という概念だが、その概念は条例には含まれていないように思う。その部分で齟齬が生じないか。

事務局：条例では主流化については触れられていないが、地域戦略の中にしっかりと位置付けて展開していく考え。条例そのものを、生物多様性という幅広い概念で作り直すという考え方も1つある。後々の課題として、条例の在り方について見直していくことも含めて、検討していきたい。

委員：9ページ、外来種に関して「滋賀県版外来種リストの作成」とされている。絶滅危惧種についてはレッドデータブックを刊行され、リストだけでなく生息の状況や脅かされている状況も含めてまとめられている。ところが、外来種については単に「こういうものがある」というリストのみなのか。昨年度、外来種のワーキンググループでも外来種データブックのように状況を取りまとめるべきとの提言をした。希少種の保全と外来種対策は大きな両輪で、外来種についてもリストだけでなく、現状と対策をデータブックなどの形でまとめる必要があると考える。

事務局：外来種リスト作りについては私も関わっていたが、リスト案を作った段階で止まっている。まずは、年度内の課題として専門家のメンバーにその後の変更などを確認した上で、滋賀県外来種リストを発行する予定。また、外来種に関しては普及啓発事業があるため、そのなかで特に緊急性の高いものから、啓発的資料を順次作成していくことを計画している。データブックについては、すべての種を網羅することは難しいが、可能性については検討する必要があると考える。

委員：過去に外来種データブックの原稿を自然環境保全課に提出したところで止まっている。早急にとりまとめてほしい。

また、9ページ「湖岸・内湖環境の回復」のところで、琵琶湖岸の1/3を占める砂浜湖岸の保全・再生も重要課題として含めてほしい。また、人工湖岸についても、どのように自然に近い状態へ戻していくかも大きな課題としてある。追加してほしい。

部会長：砂浜は「再生」でよいが、人工湖岸はなんと表現すべきか。

委員：「自然に配慮した人工湖岸の検討」等。

委員：質問だが、11ページ「琵琶湖博物館リニューアル」というのは、既に取り組みされているということか。

事務局：今年開館 18 年を迎えている琵琶湖博物館は 20 周年となり、節目のリニューアルを計画している。現在、基本計画の段階で、すでに予算化された計画となっている。その中に、いかに生物多様性を盛り込むかという段階。

部会長：今の博物館は他の博物館と比べて収蔵関係が非常に弱いと思うが、このリニューアルにおいて、収蔵資料の管理等もきちんとされるのか。

事務局：資料管理はリニューアルには含まれず、平常業務のなかでの改善を考えている。

委員：8 ページ行動計画の 1 つ目は直接的な数へのアプローチが中心で、次に保全の話が出てきている。保護と保全の関係は一般の方にはわかりにくく、独立して行われているように受け止められがち、本来的には、縦割りではなく、保護と保全とが連携して行われていることがわかるよう、説明において配慮してほしい。

また、10 ページ「生物多様性の『見える化』」について、この内容に対して「見える化」という言葉が適切か、違和感がある。「見える化」という言葉が最近多用されているが、一般的にはインジケーターなどを使って生物多様性と言う概念をわかりやすくしようとする試みを指すことが多い。しかし、滋賀県の場合、記述されている内容は体感や理解によって生物多様性を身近にとらえてもらおうということが中心のようである。「見える化」という言葉が適切かどうか、よく検討してほしい。個人的には、生物多様性は簡単に見えるものではないことを理解してもらおうということがむしろ重要な課題なので、安易に「見える化」という言葉を使うことには疑問を感じる。

部会長：代替案として何か良い言葉があるか？

委員：あえて「見える化」という言葉を入れなくてもよいと思う。なぜあえてこの言葉を使っているのか聞きたい。他の地域戦略では、「見える化」では指標を設けて現在の状況をわかりやすくするという事で使われている。

事務局：「見える化」については、a) の体験等の部分と b) の視覚的なわかりやすい資料で示すことの両面を表すような言葉として使っているが、最近行政でも多用化される傾向があり、内容をよく考えてみる必要があると思う。

委員：個人的には「見える化」というのはわかりやすい言葉だと思う。「見える化」という言葉の具体的な中身がわかるような説明があれば、この表現でもよいのではないか。たしかに生物多様性は見えにくく、感じるものかもしれないが、感じるものを「見える化」

しないとわかってもらえない。言葉が指している内容について、説明で示していく形で対応していくのがよいと思う。

事務局：項目ごとに解説文を入れる予定であるため、そこで説明をフォローしていくことも考えたい。

委員：10 ページに「低酸素化…」とあるが、どういう意味か。

事務局：「酸素」ではなく「炭素」の誤りである。申し訳ない。

委員：9 ページ、b) 被害防除推進員の配置とあるが、うまくイメージができない。それぞれのやり方で実際の対策がとられていると思うが、全部の有害鳥獣を対象として、新たに各地域に配置するようなイメージなのか。

事務局：条例で位置づけられている制度で、内容としては、1 つには外来生物の監視と指導、もう1 つは獣害を起こしている主要な鳥獣、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウによる被害状況を把握し、取り組み支援をする位置づけで、現在県下各地に配置している。

委員：8 ページ以降の行動計画について、現在取り組まれているものが掲載されているということだが、新たに取り組むものに期待する。下線の部分だけなのか。

事務局：今のところ下線を付けたものが、これから積極的に展開しようとしているもの。

委員：大きな項目として、多様な主体との連携が大きな内容だと思うが、地域戦略の全体の目指すものとするれば、12 ページの(2) 多様な主体との連携の内容が小さすぎないか。環境の内輪の話だけでなく、商工会や経済界等とのもっと広い連携を打ち出せないだろうか。

事務局：12 ページに書いている生物多様性保全活動支援センター、これを今年の7月に課内に設置し、行政の施策だけでは進まないこともあるので、各活動主体にフィールドをあっせんしたり、専門家を紹介するような取り組みも始めている。もっと具体的なものを今後検討していきたいということで、10 ページに少し記載している。②B「里山保全と生態系サービスの利用について検討」では、たとえば里山で希少種を保全したり、農業生産の中で配慮してもらおうなど、あるいは付加価値をつけて経済に流すなども検討していきたい。また、企業・事業活動への展開として、去年から始めている生物多様性表

彰制度は非常に好評で、受賞された方がモチベーションを上げて活動していこうという雰囲気も高まっている。評価・認証制度なども滋賀銀行による融資の優遇制度との連携など、いろいろな方が参画できる仕組みを検討していきたい。戦略策定後も重要な方向性かと思う。

委員：多様な主体の連携のところ、もう少し広げた内容で書き込んでいただきたい。

また、人材育成に関連して、学校教育と連携した体系的な人材育成プログラムの実施や、環境行政の中に専門家が入ることが重要と考えているが、そうした戦略的な人材育成も、11 ページの「人材育成」に含まれていると考えてよいか。

事務局：まだ、具体的に書き込めていないが、環境政策課の取り組みなども挙げていきたいと思う。

委員：数日前の内閣府の世論調査結果にショックを受けた。生物多様性について聞いたことがないのが半数以上、国家戦略を聞いたことがないのが7割などの状況で、学校教育の中に生物多様性のことをとり入れていくことが大切。中学生くらいには理解できる。具体的な取り組みとして学校教育との連携に力を入れていただきたい。

委員：環境審議会から環境教育の答申を行った際に、新たな環境教育プログラムの開発をお願いしている。人材育成のなかにプログラム開発を組み込んでいくのを推進してほしい。

委員：行動計画では今までの取り組みを割り当てているとのことだが、目玉となる新たな取り組みをぜひ出してほしい。生物多様性の主流化が、次世代に伝えるために重要なこと。学校教育ももちろん大事だが、小さな子どもをもつ親の教育が大事ではないか。一番環境問題に敏感になる時期。母親と子どもが同時に生きものに接する機会を持てると、最も吸収できるのではないか。児童館や公共の施設を利用して、生物多様性や環境問題に触れられる機会をもっと増やせないだろうか。

事務局：滋賀県は幼児教育が進んでいると聞いているが、その中に生物多様性のことがどこまで入っているか。環境政策課等と連携して、検討していきたい。

部会長：マスコミの使い方はどうなのか。学校だけでなく、BBC というローカル局もあるが、そういうところもうまく使えるよう何か考えたら良い。

委員：行動計画について、目指すところは各主体が連携しながら日常的に生物多様性に取

り組んで進んでいく力を作っていくことで、県民と各セッション別の重さが同じであってはいけない。県民が何をすべきかというところがやる気をもって感じられるような重みづけが大切。まだ書き込まれていない「生活知・経験知との融合」の部分が具体的になってくるとわかりやすくなるのかもしれないが、12 ページ 1 行目の「県民の役割」をふくらませた上で、各セッションの役割を書いた方が良い。

事務局：指摘のとおり行政の施策を中心に書き過ぎており、県民の方に日常生活の中でどのように行動していただくかというところが弱い。対応したい。

委員：10 ページの低炭素のところだけが個別のことが書かれているので、「低炭素化に向けた取組の推進」としてまとめてよいのではないかと。むしろ、県民の行動のところが弱いので、しっかり入れ込んでほしい。

委員：行動計画について、獣医師会として出ている立場として質問したい。行動計画のなかで「野生生物との適切な関係」とあるが、まず 8 ページの「希少野生生物の保護」では動植物と一緒に書かれている。次に 9 ページの「傷病鳥獣の保護」ということで、鳥獣と具体的になっている。現在滋賀県では第一次診療、第二次診療という形で獣医師会が受託しているが、傷病鳥獣の保護と掲げられているが、実際には希少種を中心に保護するという真逆の方向にむかっているように感じる。市民からお預かりする貴重なデータととらえて保護台帳を分析する必要があるのではないかと。「鳥獣の保護」という形だけの言葉で挙がっているが、中身について具体的に聞きたい。次にどうするのが見えて来ない。

部会長：以前の審議会でも議論があったかと思うが。

委員：滋賀県環境保全課は水ばかり見えていて、環境の事は見ずではないかと私は思っている。滋賀県獣医師会は、食物連鎖の基本から全体を考えていく事が、生物多様性戦略そのものであり、希少種またはそれ以上の種に限った個体の保護は、結果的に何の効果も生まれないと考えている。傷病野生鳥獣の保護に関して、日本獣医師会の中の一部から保護は様々なリスクを伴うことから、考え方を見直すような意見が出てきている事も承知している。しかし、現在は獣医学教育を行っているすべての大学に野生動物関係の講座があり、野生動物に関連する様々な事象の研究が進んでいる。そんな中、一部の野生動物を特化して保護したり、またその逆をする事は学問自体、講座自体の存在を否定する事になる。ここは環境県滋賀としてのリーダーシップを期待したい。

部会長：去年、審議会でも議決を取ったが、今後も検討の必要があるとすればまた機会を

設ける必要があるとは思いますが、ここでは言葉として記述されているということが重要なのではないかと。

事務局：運用面では獣医師会とやりとりしながら、柔軟な対応をしている。今年度の状況については、また年度終り頃にまとめて報告をしたい。今回、対象を希少種に絞ったことに注目されているが、救護活動を通じて生物多様性ということの普及啓発を進めていこうとしており、窓口で相談を受けた時点で啓発もさせていただいている。いろいろな項目にまたがるテーマだと思う。希少種の枠組みの中だけで推進するというものではない。

委員：8ページに滋賀県版レッドデータブックの刊行とあるが、前回の議題の鳥獣保護区の指定の際にも指摘したことだが、せっかく滋賀県版のレッドデータブックを作っているのに、それに掲載されている種に対する対策を含めないのはどういう事情か。

また、10ページの上から2点目、公共事業における環境配慮について、特にランクの高い種（イヌワシやクマタカ等）の保全には、生態系、とくに植生や下位の生物の保全が重要になっている。国土利用計画や林業などが直接関係してくるのではないかと。その他関連する分野というところに入っている森林整備や河川整備などのセクション、他の法令にもかかわる部分での調整が、希少種保護の中で影響が大きいのではないかと。そういう意味では、国土利用や森林計画等は、野生生物の減りすぎの対策の項目に入れてもいいのではないかと。

事務局：ご指摘のとおり、どこに項目を割り当てるかということについて、複数の側面をもつものが多く、生息地の保全は希少種の保護につながるもの。同様に、環境整備が外来種対策につながる場合もある。重複して載せることが1つの方法、あるいは項目ごとに具体的に書き込んでいくというのも1つ。できるだけ漏れのないようにしたい。

部会長：9ページに生態系レッドデータブックとあるが、先ほど外来種はブックにしないという話だったが。

事務局：既存のレッドデータブックと別に刊行するのではなく、今のブックに項目を1つ追加して、ということを考えている。

レッドデータブックは法的には何の拘束力もないが、環境影響評価の際に最大限配慮するものとなっている。「緩やかな規制」として活用している。

委員：生態系レッドデータブックは非常にいいアイデアだと思う。構想として、エリア指定は、琵琶湖限定なのか、県全体を想定しているのか。

事務局：すでに兵庫県や大阪府で先行事例があり、兵庫県ではエリアを地図上で明示するやり方、大阪府ではおおよその位置をゆるやかに地図で示すやり方がとられている。

委員：京都府では地質のレッドデータブックがあるが、どのように考えるか。

事務局：県としてではないが、滋賀県には研究者が出している地学のレッドデータブックが既にある。自然環境のベースにもなるから、気にすべき情報とは思ふ。当面、県として出す予定はない。

委員：9ページに水源林保全の仕組みが挙げられているが、現行にプラスした取り組みとしては、どのようなものを考えているか。

事務局：最近、森林審議会で答申が出された。1つには、海外資本による森林の取得が問題化しており、事前の届出制を導入することや、獣害対策の取り組み、巨樹・巨木の森への対応、木材の利用などの取り組みが、琵琶湖森林づくり条例の中に入れていくことが考えられている。

部会長：滋賀県レッドデータブックでは、他の県に先駆けて、保全すべき群集等も指定しているので、生態系レッドデータブックの元になるものはあると言えるだろう。

事務局：最新版では群集の記載はなくなったが、それを復活させる意味合いもある。

それ以外にも、滋賀県では、「残したい自然 100 選」や特定植物群落などの指定もある。こうしたものの理解が進んでいない面もあるので、既存のものをうまく活用して PRしながら、ゆるやかな抑止を進めたい。

委員：先ほどの「水ばかり見て」という指摘には賛同するが、最近の水問題への取組から森林保全へと繋がる活動もある。先日、関西広域連合の協議会の場で、三日月知事が飲み水の発言をして、琵琶湖をかかえた滋賀県は下流域の水源になっているが、水源の森をいかに保全するかが大切で、滋賀県はそれに取り組んでいる。そのため、滋賀県の水源地保全に下流府県にも、流域管理という視点から費用負担を求めたいという点にも言及があった。水ばかりではいけない、野生動物ばかりであってはいけない、それらを切り口に、最終的に生息環境や生物多様性の保全につながっていく、という見せ方をうまくできないか。項目立てにより、縦割りの印象を与えてしまうのかもしれない。あくまで生息環境の保全により種が、個体が、保全される、という見せ方をしないと個別の事項に見えてしまう。

事務局：ご指摘のとおりだと思います。計画自体は文字中心なのだが、これから一般県民の方にわかりやすく示していくことも必要。来年度、生物多様性自治体ネットワークの代表となる予定で、秋に全国ミーティングを開催したいと思っている。そのような機会を利用して、戦略をPRしたい。文字だけでなく、わかりやすく見せる資料を作りたい。

委員：環境教育について、実際には、普通に生活している中で、環境に携われる人と興味のない人に分かれてしまうのではないかと思う。子どもも、環境教育の場を提供される子はいいが、そうではない子どももたくさんいる。わからないまま過ごしてしまう。学童保育などの現場にも学習プログラムを提供できるようになるといいと思う。

委員：資料編を別冊とするのであれば、リーディングプロジェクトのような、実際に動いている萌芽のプロジェクト等を示すと、一般の方にも敷居が下がる。本文の中に入り込んでしまうと読まないケースが多い。

事務局：ワーキンググループでの事例等、たくさんの事例を具体的に示したい。

委員：外来種のワーキンググループに学校の先生にも参加していただいていた中で、環境学習もやりたいが時間がないので、地域に密着したような環境教育プログラムを、県が仲介して実現できないか、という提案もあった。

部会長：環境は最終的には個人の価値観もはいるので、教育は非常に難しい問題ではある。今の御意見を参考に、事務局は次回にむけてよりよいものに修正していただくようお願いする。